

個人事業税の減額更正に関する誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>なにわ南府税事務所</p>	<p>個人事業税の減額更正に当たり、納税者の顧問税理士から平成26年1月24日に「平成24年は納税者の土地賃貸契約の変更があったため、不動産貸付業の認定基準未満となり非課税になるのではないか。」との電話連絡を受け、さらに、その根拠となる同契約書（契約期間平成23年10月1日から平成26年2月末日）を同年3月17日にFAX收受した。その後、調査により同年5月1日に平成24年1月1日から平成24年12月31日までの期間を対象とした減額更正が行われた。しかし、当該事案は、提出された同契約書によれば、平成23年10月1日から平成23年12月31日までの期間も対象として減額更正すべき事案であるところ、減額更正が行われていなかった。（影響額17,400円）。</p>	<p>速やかに是正措置を行うとともに、再発防止に努められたい。</p>	<p>当該納税者の死亡に伴う相続協議の終了を受けて、平成28年3月1日付けで相続人4名に対して減額更正（17,400円）を行った。 今後は、課税根拠資料全般についての確認を徹底するなど、再発防止に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年12月3日）